



# 名古屋市屋外分煙施設 設置費用助成事業の手引き

設置費用助成及び運用費用助成



令和6年度  
健康福祉局健康増進課

# ● 屋外分煙施設の設置例



名古屋市

2024年版

## 屋外分煙施設マップ

21 店舗との調和



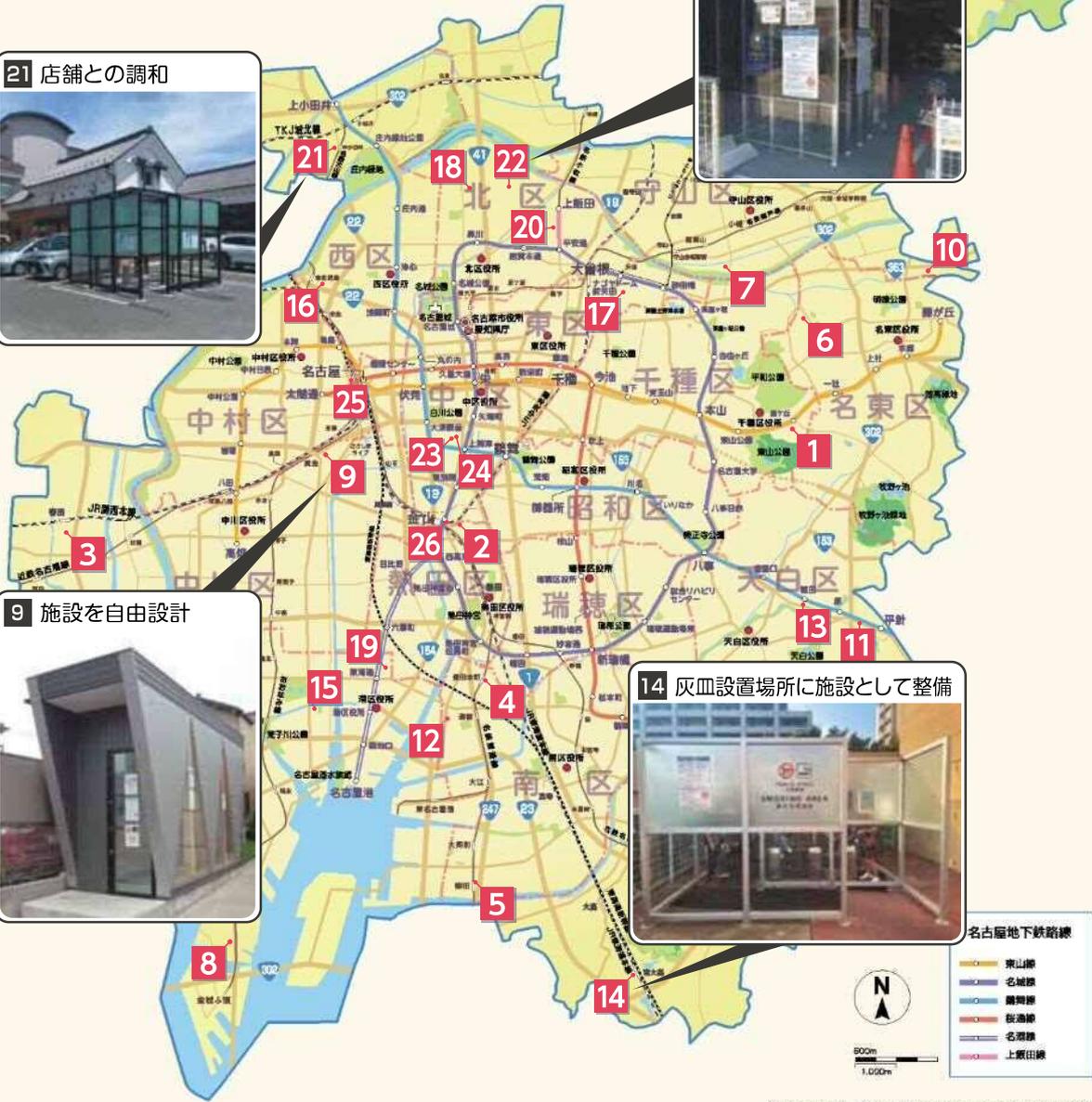
22 立体駐車場の1階利用



9 施設を自由設計



14 灰皿設置場所に施設として整備



名古屋地下鉄路線

- 東山線
- 名城線
- 瑞穂線
- 桜通線
- 名港線
- 上飯田線

500m  
1,000m

※この屋外分煙施設マップは、国土院の地図を基に作成したものです。(2024年4月作成)

### 設置場所

1 星ヶ丘駐車場 南側	千種区星ヶ丘元町1410-1	10 珈琲屋らんぶ 守山店	守山区四軒家2-411	20 ラッキー1 番上飯田店	北区御成通3-9-1
2 ファミリーマート 熱田波寄町店	熱田区波寄町15-1501	11 サンシャインKYORAKU平針	天白区平針1-2210	21 珈琲屋らんぶ小田井店	西区中小田井5-71
3 プレイランドトミダ	中川区寿田3-194	12 サンシャインKYORAKU南	南区南陽通4-34	22 名古屋エムケイ(株)	北区金田町4-1-1
4 J1	南区豊1-27-1	13 サンシャインKYORAKU榎田	天白区榎田3-1805	23 萬松寺	中区大須3-29-12
5 ジャンボ 柴田店	南区柴田町5-1ジャンボビル1F	14 イオンモール大高	緑区南大高2-450	24 万松寺ビル	中区大須3-30-40
6 ZENT 猪高台店	名東区八前1-410	15 タチヤみなと店	港区築盛町120	屋外分煙施設以外の市設置の喫煙所	
7 千代田会館	守山区小穴町8-10	16 エグゼファーム西区事務所	西区枇杷島1-2-20		
8 マルハニテロ物流 名古屋物流センター	港区空見町1-42	17 イオンモールナゴヤドーム前	東区矢田南4-102-3	25 名古屋駅	中村区太閤通口
9 二村産業	中川区愛知町41-36	18 パロー光音寺店	北区水原町1-47-1	26 金山総合駅	金山駅北口
		19 高津製作所	港区七番町4-6		

# INDEX

## もくじ

### 第1章 名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業の概要 … 2

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1 事業の目的           | 6 助成額等            |
| 2 新たな助成の開始(令和6年度) | 7 設置費用助成に係る助成対象経費 |
| 3 助成の対象者          | 8 助成対象施設の構造等要件    |
| 4 助成の対象施設         | 9 受動喫煙対策等の措置      |
| 5 助成の種類           |                   |

### 第2章 施設設置費用助成の手続き …… 10

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1 エントリー申請   | 6 実績報告     |
| 2 助成対象の通知   | 7 助成金確定の通知 |
| 3 交付申請書の提出  | 8 請求書の提出   |
| 4 交付決定の通知   | 9 助成金の交付   |
| 5 屋外分煙施設の設置 | 10 施設状況等報告 |

### 第3章 施設運用費用助成の手続き(新規助成) …… 16

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 交付申請書の提出 | 4 助成金確定の通知 |
| 2 交付決定の通知  | 5 請求書の提出   |
| 3 運用実績報告   | 6 助成金の交付   |

### 第4章 関連様式 …… 17

- エントリー票【第1号様式【要領】】
- 交付申請書【第1号様式】
- 施設設置計画書【第2号様式】
- 実績報告書【第6号様式】
- 施設状況等報告書【第13号様式】
- 交付申請書【第14号様式】
- 運用計画書【第15号様式】
- 運用実績報告書【第21号様式】

## 1 事業の目的

健康増進法の一部を改正する法律が施行されたことにより、多くの施設の屋内は原則禁煙となりましたが、「屋外において喫煙をする際、望まない受動喫煙が生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。」とされています。

また、名古屋市では、令和2年3月「名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例」を施行し、子どもの受動喫煙を防止するため、屋外の分煙に関する対策を講じることとしております。

このため、本市では、この事業の実施により、屋外分煙施設の普及を図り、屋外の分煙対策を推進することで、望まない受動喫煙を減らし、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、市民の健康で快適な生活の維持向上を図ります。

## 2 新たな助成の開始（令和6年度）

喫煙者が多く、受動喫煙の影響が大きい名古屋駅や栄など**都心部の重点整備区域**における、屋外分煙施設の設置を促進するため、新たに施設運用を支援する運用費用助成を開始しました。

合わせて、都心部の重点整備区域内の施設の継続利用期間を最低5年から最低3年に短縮しました。



重点整備区域（赤い太線で囲まれた網掛けの区域）

### 3 助成の対象者

- ・名古屋市内の土地又は建物を所有若しくは使用する者又は団体。
- ・ただし、国、独立行政法人及び地方公共団体を除く。

### 4 助成の対象施設

- ・設置場所が名古屋市内（ただし、健康増進法に定める第一種施設の敷地は除く。）
- ・施設の全部の場所を喫煙する場所とする屋外の分煙施設

### 5 助成の種類

- ・ **設置費用助成**：屋外分煙施設の設置（既存施設を改修する場合等を含む。）に係る費用を助成
- ・ **運用費用助成**：上記の助成金により設置した都心部の重点整備区域内の施設を対象に、設置した翌年度から施設運用に係る費用を助成

### 6 助成額等

予算の範囲内で助成します。

- ・ **設置費用助成**：助成率10分の10 限度額 300万円（設置年度のみ助成）
- ・ **運用費用助成**：年間144万円（設置の翌年度から最大5年間助成）

### 7 設置費用助成に係る助成対象経費

- ・パーティション、コンテナの購入、設置等に係る経費
- ・屋外分煙施設と併せて設置することが必要であると認められる、防犯カメラ等附属物の購入、設置等に係る経費
- ・屋外分煙施設の管理に必要であると認められる、灰皿、清掃中であることを示す看板等備品の購入経費

## 8 助成対象施設の構造等要件

交付申請の前に、構造や設置位置等について、本市と事前調整をしてください。

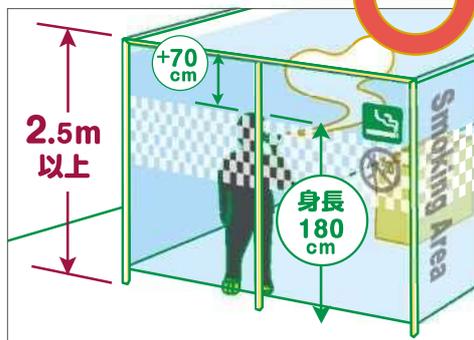
### 1 パーティション型 …… 壁で囲まれ、かつ上方が解放された構造物

#### 事項

#### 内容

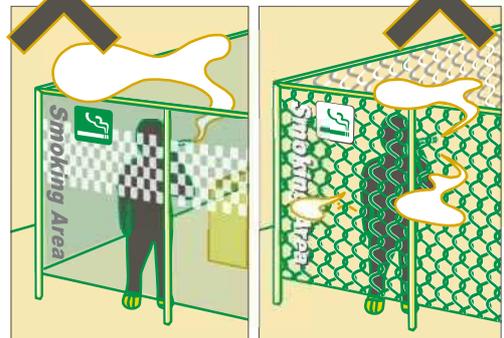
- 壁の高さが一定程度 (2.5~3m程度) あること。

#### 良い例



壁は、身長よりも十分に高いもの (2.5m以上) としてください。

#### 悪い例

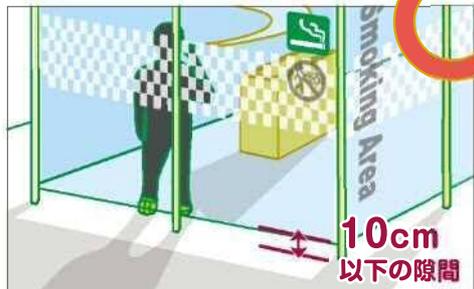


2.5m未満のものやフェンス等煙を通すものは設置を認めません。

#### 壁

- 四方の壁の下部に給気用の隙間を設け、すべての箇所で10cm以下※とすること。  
※設置場所に勾配がある場合でも、幕板等を設置し四方の壁の下部の隙間は10cm以下とすること

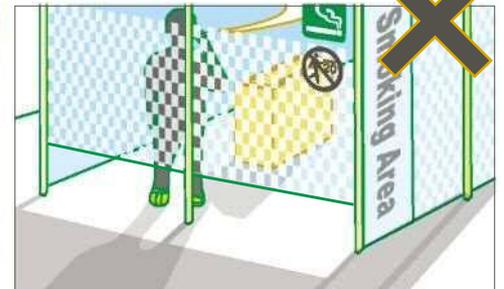
#### 良い例



四方の壁の下は10cm以下の隙間※を設けてください。

また、壁の一部は防犯上の観点から、透明な箇所を設けてください。

#### 悪い例



四方の壁の下に隙間がないものや、隙間が大きすぎるものは認められません。施設の立地状況により、壁下からの煙の流出を防ぐため壁の一部の隙間をなくする必要があります。

屋根

- 屋根を設置すると施設内にたばこの煙が籠もり、周囲への受動喫煙の曝露が増加します。
- 施設に屋根を設置する場合は施設上方の一部とし、4方向に開口部を設け、屋根は勾配をつけるとともに、主たる開口部は人通りの少ない場所に向けること。

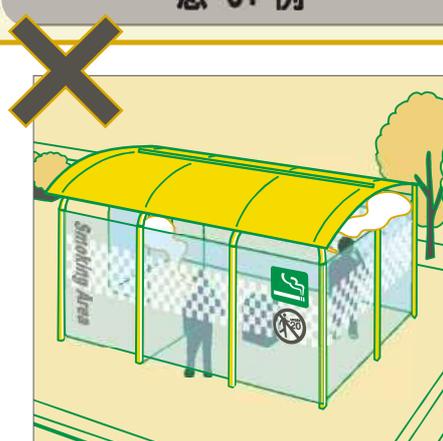
望ましい例



屋根を設置する場合、覆いは半分程度とすること。

施設を設置する場所が軒下など上部に煙が滞留しやすい場合は、換気扇等排気設備を設置すること。

悪い例



屋根は施設上方をすべて覆うものは認めません。

出入口

- 出入口に煙の流出防止のためのクランクを設けること。

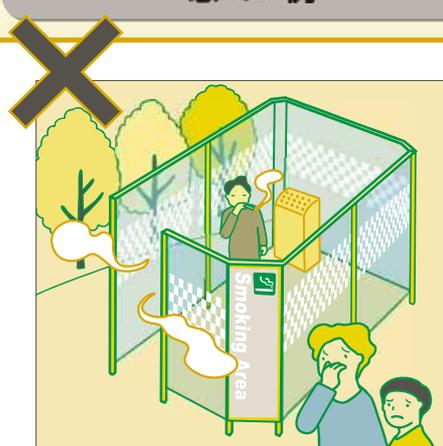
良い例



・屋外分煙施設の出入口から喫煙エリアへは必ず1回以上クランクを設けてください。(2回以上が望ましい)

・クランク部の内壁は出入口側の外壁と十分に重なるよう設置してください。

悪い例

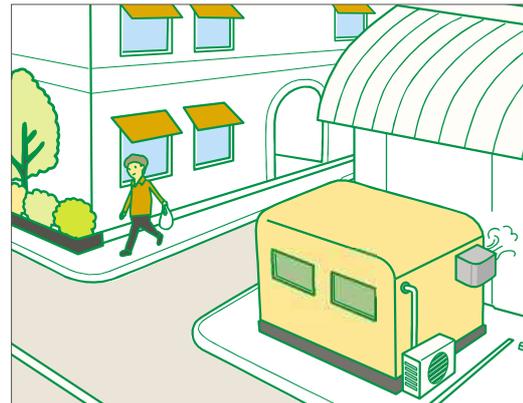


クランクを設けないものは、望まない受動喫煙が生じる可能性が高く、設置を認めません。

出入口の幅員は車いすの通行を配慮し90cmが望ましい。

## 2 コンテナ型 … 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備（換気扇等）のある閉鎖系の構造物

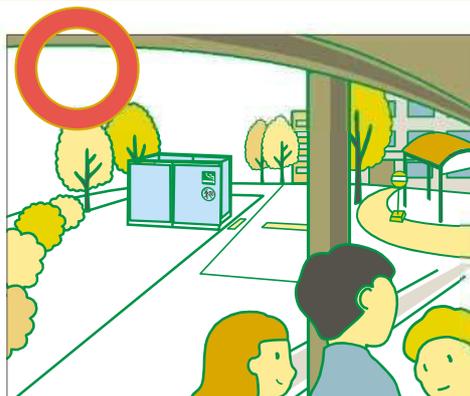
- 排気口が天井近くの高い位置にあり、排気ダクトの向きは人通りの少ない場所に向いていること。
- 屋外排気設備は適正な能力を有するものとし、また、外壁等の下部には排気風量に見合った大きさのガリを設けることなどにより、施設内の給排気を適正に処理すること。
- 出入口を開放した際の開口面において、施設内に向かう気流が0.2m/秒以上確保される換気扇等を設置すること。



排気ダクトは隣地側や歩道側に向けないように配慮が必要です。

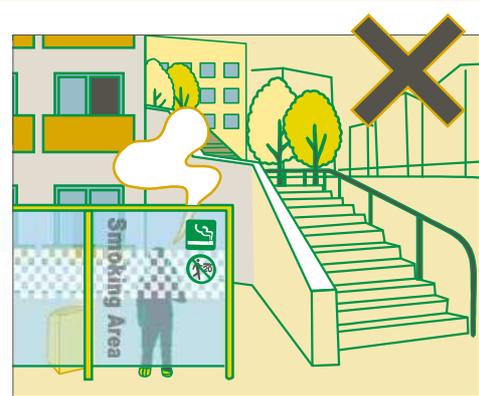
## 9 受動喫煙対策等の措置

### 設置場所等



店舗等の利用者や通行人から分かりやすい場所で、非喫煙者の動線からは離れた場所に設置して下さい。

**施設設置場所の前面道路が通学路や隣接する建物が病院・学校・児童福祉施設等の場合は、設置位置等について特に注意してください。**



マンション等の近い場所に設置すると、住民等に望まない受動喫煙が生じるおそれがあります。

施設の設置場所は、建物の屋上や裏側は原則認められません。

- 屋外分煙施設の設置について、設置場所に隣接する建物の居住者等に周知し、理解を得るように努めてください。

事 項	内 容
法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築基準法や消防法の基準を満たすこと。</li> <li>● 障害者差別解消法（合理的配慮の提供）や出入口の幅員等環境の整備について福祉都市環境整備指針を考慮すること。</li> </ul>
屋外分煙施設の表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外分煙施設が喫煙可能場所であること及び20歳未満の者が立ち入り禁止であることが分かる表示を掲示すること。</li> <li>● なお、表示は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意すること。</li> <li>● 通行人等からわかる大きさの標識にすること。 (A3サイズ以上が望ましい。)</li> </ul>

標識の例



## 事 項

## 内 容

### 灰皿の設置

- コンテナ型の施設の場合、灰皿を換気扇等の真下又は近い場所に置き、煙が直接排気されるようなレイアウトにしてください。また、換気扇に向けて煙を吐くよう案内したり、換気扇と反対側のドアや窓を開けると早く排気されます。
- 屋外分煙施設設置後は、店舗等の周囲の歩道に面する場所や一般の人が通行する近くの場所には灰皿を置かないでください。

### 定 員

- 3名以上が利用できる施設規模としてください。
- 定員は、パーティション型の場合、1名/m<sup>2</sup>程度が目安です。コンテナ型の場合、1名/1.2m<sup>2</sup>程度(立位)が目安です。
- 喫煙位置を示す足跡マークなどの位置で喫煙するよう案内してください。



立ち位置を示す足跡マーク例

### 苦情等への対応

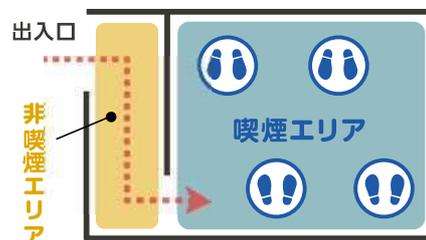
- 市に苦情等があった場合、法令等に基づき、必要な助言等を行う場合があります。

### 公共利用かつ無料利用

- 利用者から使用料等を徴取してはいけません。
- 自動販売機等、屋外分煙施設に関係のないものは施設内に原則設置等しないでください。

### 屋外分煙施設の利用方法

- パーティション型の場合は、施設内を喫煙エリアと非喫煙エリアに色分けするなど、明示してください。
- クランク部の内壁は出入口側の外壁と十分重なるように設置し、非喫煙エリアとしてください。
- 利用案内を施設の外側や出入口などに掲示してください。



## 名古屋市屋外分煙施設の利用について

この施設は、健康増進法及び名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例の趣旨である、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するために設置した屋外の分煙のための施設で、どなたでも利用できます。

受動喫煙防止のため、必ず以下のことを守って使用してください。

定員は  名です。

- 喫煙のために使用してください。
  - ・喫煙時には、会話や飲食等を控えていただくようお願いします。
- 定員を守ってください。
  - ・定員を超える場合は外でお待ちいただくようお願いいたします。
  - ・足跡マーク等の位置で喫煙してください。
- 屋外分煙施設の周囲で喫煙しないでください。
  - ・屋外分煙施設の周囲で喫煙すると望まない受動喫煙を生じるおそれがありますので、施設の中で喫煙をお願いします。
- 20歳未満の方は施設内立ち入り禁止です。
  - ・子どもを連れての施設内立ち入りも禁止です。
- 清掃中は使用しないでください。
  - ・清掃する方に望まない受動喫煙が生じないようにするため、清掃が終わるまでお待ちいただくようお願いいたします。



この施設の管理は  (会社名・電話番号) です。

この施設は名古屋市屋外分煙施設設置費用助成(健康福祉局健康増進課)を受けて設置しています。

まずはお問合せを

TEL ☎ 972-4058 健康増進課



## 1 エントリー申請

事 項	内 容
提出先	健康福祉局健康増進課 (提出書類をPDFファイルで添付して、メールで提出) メールアドレス：a2637@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
提出書類	エントリー票 (第1号様式【要領】)
提出時期	毎年度4月から申請できます。
注意事項	必ず、名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業実施要綱(以下「要綱」といいます。)、名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業事務取扱要領(以下「要領」といいます。)及びこの手引きをよく読んでエントリーしてください。

## 2 助成対象の通知

エントリー申請があった方について、現地調査及び事前相談等によりその内容を審査した上で、エントリー票の提出順に助成対象の適否について通知します。



### 3 交付申請書の提出

交付申請の前に、施設の構造及び設置位置について本市と事前調整をお願いします。

事 項	内 容
提出先	健康福祉局健康増進課 (提出書類をPDF ファイルで添付して、メールで提出) メールアドレス：a2637@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 交付申請書【第1号様式】</li><li><input type="checkbox"/> 施設計画書【第2号様式】</li><li><input type="checkbox"/> 屋外分煙施設を設置する土地又は建物について、正当な所有者又は使用者であることを証明する書類(登記事項証明書、賃貸借契約書等の写し) 交付申請書を受け付けた日前6か月以内のもの。</li><li><input type="checkbox"/> 屋外分煙施設の図面(案内図、配置図、平面図及び立面図)</li><li><input type="checkbox"/> 屋外分煙施設を設置する前の設置場所の遠景、近景等の写真</li><li><input type="checkbox"/> 屋外分煙施設の設置に係る見積書(2者)の写し(工事、備品等)</li><li><input type="checkbox"/> 他の助成金等の支援を受けている場合は、その内容及び内訳が分かる書類</li><li><input type="checkbox"/> 誓約書【第3号様式】</li><li><input type="checkbox"/> 納税証明書(前年の国税、県税、市税)</li></ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 見積書の宛名は、必ず「助成金を申請した事業者等の名称」にしてください。<b>2者からの見積りが必要です。</b></li><li>● 交付決定前に着手した契約・工事の経費は、助成対象外となりますので、ご注意ください。</li></ul>

### 4 交付決定の通知

#### 留 意 事 項

- ① 交付決定の通知は、提出書類の内容等について審査するため、交付申請書の提出から1か月程度かかります。なお、受動喫煙対策のために必要な修正等について指摘する場合があります。
- ② 助成金にかかる書類は、助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。
- ③ 通知書に記載する助成金交付の条件を守り、施設運用等をしてください。

## ● 助成金交付の条件

事 項	内 容
20歳未満の者の立入禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 20歳未満の者は立入禁止としてください（従業員も含む）。</li> <li>● 子どもを連れての立入は禁止です。子どもが入らないよう工夫をお願いします。</li> </ul>
一般開放かつ無料利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外分煙施設は、喫煙者は誰でも（20歳未満の者を除く）利用できるようにするとともに一般利用者が利用しやすい場所に設置してください。</li> </ul>
事業者名等公表への同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 名古屋市公式ウェブサイト、屋外分煙施設マップ等に掲載します。</li> </ul>
受動喫煙対策事業や禁煙啓発事業等への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受動喫煙対策、喫煙リスク、禁煙メリット、禁煙支援事業等について、利用者にポスターの掲示等により情報提供をお願いします。</li> </ul>
最低5年間の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 供用開始から最低5年間（重点整備区域内の施設は最低3年間）は運用するようにしてください。最低期間以内に廃止する場合は助成金の一部を返還していただく場合があります。</li> </ul>
適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期的に清掃を行うなど清潔な環境を保つようにしてください。また、清掃中は、清掃者の望まない受動喫煙を防止するため、使用できないようにしてください。</li> </ul>
運用時間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 概ね週5日以上かつ週40時間以上運用してください。</li> </ul>
公序良俗に反しない運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外分煙施設の運用は、公序良俗に反しないようにしてください。</li> </ul>
苦情等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者が利用方法を守らない場合や屋外分煙施設に対する苦情等について、責任を持って対応していただくようお願いします。</li> <li>● 利用案内に施設の連絡先を記載して下さい。</li> </ul>
地元への周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外分煙施設の設置について、事前に設置場所に隣接する建物の居住者等に周知し、理解を得るように努めてください。</li> </ul>
交付決定後の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設計画等を変更する場合、若しくは屋外分煙施設設置工事を中止する場合、又は屋外分煙施設を廃止する場合においては、市長の承認を受けてください。</li> <li>● 施設計画等を変更する場合は、工事を一時中断してください。</li> </ul>

## 5 屋外分煙施設の設置

助成金交付の条件を遵守のうえ、交付決定通知を受けた後に、契約や工事を行ってください。  
事業者は、設置工事完了後、速やかに市に報告し施設等の工事完了検査を受けてください。

## 6 実績報告

区 分	内 容
提出先	健康福祉局健康増進課 (提出書類をPDF ファイルで添付して、メールで提出) メールアドレス：a2637@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
提出書類	<input type="checkbox"/> 設置実績報告書【第6号様式】 <input type="checkbox"/> 屋外分煙施設の図面 <input type="checkbox"/> 屋外分煙施設の全景及び主要な部分の写真 <input type="checkbox"/> 施工業者からの請求書及び請求内訳書の写し <input type="checkbox"/> 施工業者からの領収書の写し等
提出時期	市の工事完了検査後に提出
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 施工業者からの請求書及び領収書の宛名は、必ず「助成金を申請した事業者等の名称」にしてください。</li><li>● 施工業者からの請求書には、具体的な内訳(品名、単価、個数等)を記載してください。(別途、請求内訳書の写しがある場合は不要)</li><li>● 振込みで支払いをした場合は、領収書の写しに代えて、振込み書控えの写しを添付してください。(振込人は、助成金を申請した事業者等の名称と同一にする。)</li></ul>

## 7 助成金確定の通知

実績報告書の提出後、2週間程度で助成金を確定します。実績報告書を受理した時は、報告の内容を審査し、助成金の額を確定し通知します。

## 8 請求書の提出

確定の通知日以後の日付で、確定した金額をご請求ください。

## 9 助成金の交付

請求いただいた後、2週間程度で振り込む予定です。

### ● 次年度以降の手続き

## 10 施設状況等報告

### (1) 定期報告

屋外分煙施設の設置後、毎年度、施設状況等報告書（第13号様式）を提出していただきます。翌年度の4月から7月末までにご報告ください。報告書は施設設置の施設を廃止するまで毎年提出をお願いします。

### (2) 臨時報告

施設の代表者、屋外分煙施設の区分等を変更する場合、設置状況等報告書を市長に提出してください。



この助成は、重点整備区域内に設置費用助成金を活用して施設を設置された事業者が対象です。

### 1 交付申請書の提出(年度当初に申請)

- 添付書類
  - 運用計画書【第15号様式】
  - 屋外分煙施設の全景、施設内部の写真
  - 誓約書【第3号様式】

### 2 交付決定の通知

#### ● 交付の条件

- 運用計画書の内容等を変更する場合や屋外分煙施設の運用を休止する場合は、市長の承認を受けること。
- 屋外分煙施設は、20歳未満の者を立入り禁止とすること。
- 屋外分煙施設は、一般に開放し、無料で利用できるようにすること。
- 市が屋外分煙施設として市公式ウェブサイト等で周知することに同意すること。
- 市が行う受動喫煙対策事業や禁煙啓発事業等に協力すること。
- 清掃等を行い清潔な環境を保つとともに、利用方法を掲示して遵守させるようにする等望まない受動喫煙の防止のために適切な管理をすること。
- 概ね週 5日以上かつ週40時間以上運用すること。
- 公序良俗に反しないよう運用すること。
- 設置した屋外分煙施設に対する苦情等については、自ら責任を持って対応すること。
- 屋外分煙施設の運用について、設置場所に隣接する建物の居住者等に周知し、理解を得るように努めること。

### 3 運用実績報告(年度末に報告)

- 運用実績報告書【第21号様式】  
この報告をされた場合は、施設状況等報告書(定期報告)の提出を省略できます。

### 4 助成金確定の通知

### 5 請求書の提出

### 6 助成金の交付

①及び③の提出書類は、PDFファイルで添付しメールで提出  
メールアドレス：a2637@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp